

教育委員会定例会議事日程

平成21年3月24日

日程第1

議案第3号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則（教育政策課）

日程第2

議案第4号

小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則（学校教育課）

日程第3

議案第5号

小田原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則（学校教育課）

日程第4

議案第6号

学校教育法施行細則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（学校教育課）

日程第5

議案第7号

小田原市指定文化財への指定について（文化財課）

日程第6

議案第8号

校長及び教頭の人事異動の内申について（学校教育課）（非公開）

日程第7

議案第9号

教育委員会職員の人事異動について（教育政策課）（非公開）

議案第 3 号

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する
規則

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則
について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 5 号
の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部、課及び担当の設置)</p> <p>第2条 教育委員会事務局に次の部、課及び担当を置く。</p> <p>学校教育部</p> <p><u>教育総務課 総務担当 施設担当</u></p> <p>学校教育課 学事担当 <u>教職員担当 保健担当 給食担当</u></p> <p>教育指導課 指導担当 相談担当</p> <p>(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部</p> <p><u>教育総務課</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>教育行政</u>の総合的企画及び調整に關すること。</p> <p>(4) <u>教育委員会事務局の組織及び事務分掌</u>に關すること。</p> <p>(5) <u>教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免、給与、服務その他の人事</u>に關すること。</p> <p>(6) <u>教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（幼稚園長、幼稚園教諭及び県費負担教職員（以下「教職員」という。）を除く。）の研修</u>に關すること。</p>	<p>(部、課及び担当の設置)</p> <p>第2条 教育委員会事務局に次の部、課及び担当を置く。</p> <p>学校教育部</p> <p><u>教育政策課 教育政策担当 施設担当</u></p> <p>学校教育課 学事担当 <u>指導担当</u></p> <p><u>学校保健課 保健担当 給食担当</u></p> <p>(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育部</p> <p><u>教育政策課</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>教育政策</u>の総合的企画及び調整に關すること。</p> <p>(4) <u>教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の任免</u><u>その他人事</u>に關すること。</p> <p>(5) <u>教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の研修（幼稚園長、幼稚園教諭及び県費負担教職員（以下「教職員」という。）の研修</u>を除く。）及び福利厚生（<u>県費負担教職員</u></p>

(7) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の福利厚生に関すること。

(8)～(13) (略)

(14) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

(15) 学校の規模の適正化及び学区の編成に関すること。

(16) (略)

(17) (略)

(18) 学校教育施設の整備計画及び建設に関すること。

(19) (略)

(20) (略)

(21) 教育委員会の所管に係る事務事業の総合調整に関すること。

(22) (略)

(23) (略)

学校教育課

(1) 県費負担教職員のサービスの監督及び任免その他の人事に係る内申に関すること。

(2) 幼稚園長、幼稚園教諭のサービスの監督に関すること。

(3) (略)

の福利厚生を除く。）に関すること。

(6) 公立学校共済組合（県費負担教職員を除く。）に関すること。

(7) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員等（県費負担教職員を除く。）の公務災害及び労働者災害の補償申請に関すること。

(8)～(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) 学校教育施設の整備計画及び建設に係る事務に関すること。

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) 教育行政に関する相談に関すること。

(21) (略)

学校教育課

(1) 県費負担教職員のサービスの監督及び任免その他の進退に係る内申に関すること。

(2) 幼稚園長、幼稚園教諭のサービスの監督及び幼稚園教諭の臨時的雇用に関すること。

(3) 障害児介助員等の臨時的雇用に関すること。

(4) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 私立幼稚園との連絡調整に関する
こと。

(10) 児童及び生徒の就学援助並びに幼
児の就園奨励に関すること。

(11) (略)

(12) 学校における保健衛生に関する
こと。

(13) 学校における安全管理に関する
こと。

(14) 学校医、学校歯科医、学校薬剤
師、幼稚園医及び幼稚園歯科医に関
すること。

(15) 園児、児童及び生徒の災害及び医
療給付に関すること。

(16) 学校給食の指導及び計画に関す
ること。

(17) 学校給食共同調理場の運営管理に
関すること。

(18) 小田原市学校給食会に関する
こと。

(5) 教職員の研修に関すること。

(6) 学校の教育課程、学習指導、園児、
児童及び生徒の指導その他学校教育に
関する専門的事項の指導に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) 幼児の就園奨励に関すること。

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) 通学区域の設定及び変更に関する
こと。

(14) 児童及び生徒の就学援助等就学奨
励に関すること。

(15) 教科用図書及び教材の取扱いに関
すること。

(16) (略)

教育指導課

- (1) 教職員の研修に関すること。
- (2) 学校経営の指導及び助言に関すること。
- (3) 学校の教育課程に関すること。
- (4) 学習指導、園児、児童及び生徒の指導その他の学校教育に係る専門的事項の指導に関すること。
- (5) 教科用図書及び教材の取扱いに関すること。
- (6) 支援教育に関すること。
- (7) 学校行事及び教育活動に関すること。

(略)

(学校給食共同調理場)

第4条 小田原市学校給食共同調理場設置条例(昭和57年小田原市条例第38号)第2条第1項の規定により設置された学校給食共同調理場は、学校教育課に属する。

学校保健課

- (1) 学校保健衛生の指導及び計画に関すること。
- (2) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、幼稚園医及び幼稚園歯科医に関すること。
- (3) 園児、児童、生徒及び教職員の健康診断その他健康管理に関すること。
- (4) 園児、児童及び生徒の医療給付に関すること。
- (5) 園児、児童及び生徒の学校災害に関すること。
- (6) 学校保健関係団体に関すること。
- (7) 学校給食の指導及び計画に関すること。
- (8) 給食の施設及び設備に関すること。
- (9) 児童及び生徒の給食費援助に関すること。
- (10) 小田原市学校給食会に関すること。
- (11) 学校給食用物資の管理及び指導に関すること。
- (12) 学校給食共同調理場の運営管理に関すること。
- (13) 栄養指導センターの運営管理に関すること。

(略)

(学校給食共同調理場)

第4条 小田原市学校給食共同調理場設置条例(昭和57年小田原市条例第38号)第2条第1項の規定により設置された学校給食共同調理場(以下この条において「学校給食共同調理場」という。)は、学校保健課

<p>(教育研究所)</p> <p>第5条 小田原市教育研究所設置条例（昭和31年小田原市条例第33号）第2条の規定により設置された小田原市教育研究所（以下この条において「教育研究所」という。）は、<u>学校教育部教育指導課</u>に属する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>課に属する。</p> <p>(教育研究所)</p> <p>第5条 小田原市教育研究所設置条例（昭和31年小田原市条例第33号）第2条の規定により設置された小田原市教育研究所（以下この条において「教育研究所」という。）は、<u>学校教育部に属する。</u></p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(小田原市教育委員会文書管理規則の一部改正)
- 小田原市教育委員会文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p><u>小田原市文書管理規程（昭和45年小田原市訓令第1号）</u>の規定は、教育委員会における文書の取扱いについて準用する。この場合において、文書の記号に用いる主管課の略字は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課、館等名</th> <th style="text-align: center;">略字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td>教総</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>教育指導課</td> <td>教指</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課、館等名	略字	教育総務課	教総	(略)		教育指導課	教指	(略)		<p><u>小田原市文書管理規則（平成17年小田原市規則第6号）</u>の規定は、教育委員会における文書の取扱いについて準用する。この場合において、文書の記号に用いる主管課の略字は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課、館等名</th> <th style="text-align: center;">略字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策課</td> <td>教政</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>学校保健課</td> <td>教保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課、館等名	略字	教育政策課	教政	(略)		学校保健課	教保	(略)	
課、館等名	略字																				
教育総務課	教総																				
(略)																					
教育指導課	教指																				
(略)																					
課、館等名	略字																				
教育政策課	教政																				
(略)																					
学校保健課	教保																				
(略)																					

(小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の一部改正)

- 小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則（平成15年小田原市教育委員会規則第

3号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときにおいて、その職務を代理する事務局の職員は、次の各号に掲げる者とし、その順序は、当該各号の順序による。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>学校教育部教育総務課長</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときにおいて、その職務を代理する事務局の職員は、次の各号に掲げる者とし、その順序は、当該各号の順序による。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>学校教育部教育政策課長</u></p> <p>(6) (略)</p>

(小田原市立学校文書管理規則の一部改正)

4 小田原市立学校文書管理規則（平成15年小田原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(ファイル基準表)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 ファイル基準表の作成又はその内容の変更は、<u>教育総務課長</u>が行う。</p> <p>(文書の保存期間)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文書の保存期間は、<u>教育総務課長</u>がファイル基準表に定める基準による。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保存文書目録)</p> <p>第25条 校長は、第6条第4項に規定する保管期間経過後引き続き保存を必要とする文書</p>	<p>(ファイル基準表)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 ファイル基準表の作成又はその内容の変更は、<u>教育政策課長</u>が行う。</p> <p>(文書の保存期間)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 文書の保存期間は、<u>教育政策課長</u>がファイル基準表に定める基準による。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保存文書目録)</p> <p>第25条 校長は、第6条第4項に規定する保管期間経過後引き続き保存を必要とする文書</p>

については、速やかに保存文書目録（様式第5号）に必要事項を記入し、教育総務課長に提出しなければならない。

については、速やかに保存文書目録（様式第5号）に必要事項を記入し、教育政策課長に提出しなければならない。

（小田原市教育委員会公印規則の一部改正）

5 小田原市教育委員会公印規則（昭和45年小田原市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（準用）</p> <p>第5条 小田原市公印規則（昭和29年小田原市規則第9号）第5条から第8条の3までの規定は、公印の取扱い等について準用する。 <u>この場合において、同規則第7条第1項中「総務部総務課長（以下「総務課長」という。）」とあり、並びに同条第3項及び同規則第8条から第8の3までの規定中「総務課長」とあるのは、「教育総務課長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>（準用）</p> <p>第5条 小田原市公印規則（昭和29年小田原市規則第9号）第5条から第8条の3までの規定は、公印の取扱い等について準用する。 <u>この場合において、「総務部総務課長」とあり、及び「総務課長」とあるのは「教育政策課長」と読み替えて適用する。</u></p>

改 正 後				
別表第1 （第3条関係）				
公印の名称	形式	書体	寸法	管守者
小田原市教育委員会之印	1	てん書	方36mm	<u>教育総務課長</u>
（略）				
小田原市教育委員会委員長之印	7	〃	方21mm	<u>教育総務課長</u>
（略）				

改 正 前
別表第1 （第3条関係）

公印の名称	形式	書体	寸法	管守者
小田原市教育委員会之印	1	てん書	方36mm	教育政策課長
(略)				
小田原市教育委員会委員長之印	7	〃	方21mm	教育政策課長
(略)				

小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

組織機構の再編整備に伴い、学校教育部の組織及び事務分掌に変更を加える等のため改正する。

[内 容]

1 学校教育部の組織変更（第2条・第3条関係）

学校教育部の組織及び事務分掌を次のように変更することとする。

(1) 教育総務課関係

教育政策課の名称を教育総務課に変更するとともに、新たに学校の規模の適正化及び学区の編成に関する事務を分掌させることとする。

(2) 学校教育課関係

学校保健課を廃止し、学校教育課に統合することとする。また、通学区域の設定及び変更に関する事務を教育総務課に、新たに設置される教育指導課の事務とされる事務を同課に、それぞれ移管することとする。

(3) 教育指導課関係

新たに教育指導課を設置し、これに次の事務を分掌させることとする。

ア 教職員の研修に関すること。

イ 学校経営の指導及び助言に関すること。

ウ 学校の教育課程に関すること。

エ 学習指導、園児、児童及び生徒の指導その他の学校教育に係る専門的事項の指導に関すること。

オ 教科用図書及び教材の取扱いに関すること。

カ 支援教育に関すること。

キ 学校行事及び教育活動に関すること。

2 教育研究所の所管の変更（第5条関係）

教育研究所の所管を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
学校教育部教育指導課	学 校 教 育 部

3 関係規則の整備

次の教育委員会規則について、組織機構の変更に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

- (1) 小田原市教育委員会文書管理規則（改正規則附則第 2 項関係）
- (2) 小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則（改正規則附則第 3 項関係）
- (3) 小田原市立学校文書管理規則（改正規則附則第 4 項関係）
- (4) 小田原市教育委員会公印規則（改正規則附則第 5 項関係）

4 その他

事務分掌に関する規定の整備を行うこととする。

[適用]

平成 2 1 年 4 月 1 日

議案第 4 号

小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則

小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 5 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則

小田原市立学校組織規則（昭和30年小田原市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員)</p> <p>第2条 市立小学校に、次に掲げる職員を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 栄養教諭</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 市立小学校に、次に掲げる職員を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)
- 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総括教諭)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 総括教諭は、児童生徒の教育、<u>養護又は栄養の指導及び管理</u>をつかさどり、<u>並びに校長</u>の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p>	<p>(総括教諭)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 総括教諭は、児童生徒の教育又は<u>養護</u>をつかさどり、<u>及び校長</u>の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p>

(1)～(3) (略)

3 (略)

(職の発令)

第22条 第14条の2の規定により設けられた職は教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから、第15条から前条までの規定により設けられた職は学校栄養職員又は事務職員のうちから任命権者が命ずる。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(職の発令)

第22条 第14条の2の規定により設けられた職は教諭又は養護教諭のうちから、第15条から前条までの規定により設けられた職は学校栄養職員又は事務職員のうちから任命権者が命ずる。

小田原市立学校組織規則の一部を改正する規則

[改正理由]

市立学校に栄養教諭を置くこととするため改正する。

[内 容]

1 栄養教諭の設置（第2条関係）

市立学校に栄養教諭を置くこととする。

2 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正（改正規則附則第2項関係）

総括教諭の職務等について栄養教諭の設置に伴う所要の整備を行うこととする。

[適 用]

平成21年4月1日

議案第 5 号

小田原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 5 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則（昭和50年小田原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 職員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>となるように小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 職員の勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>となるように小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

小田原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

教職員等の県費負担職員について、1日につき割り振る勤務時間を8時間から7時間45分に変更することとする。(第2条関係)

[適 用]

平成21年 4 月 1 日

議案第 6 号

学校教育法施行細則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 15 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 21 年 3 月 24 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

学校教育法施行細則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第1条 学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第30号を次のように改める。

様式第30号（第33条関係）その1

幼稚園幼児指導要録（学籍に関する記録）

年度 区分	年度	年度	年度
学 級			
整理番号			

幼 児	フリガナ 氏 名			性別	
		年 月 日生			
	現 住 所				
保 護 者	フリガナ 氏 名				
	現 住 所				
入 園	年 月 日	入園前の 状 況			
転 入 園	年 月 日				
転・退園	年 月 日	進学先等			
修 了	年 月 日				
幼稚園名及び所在地					
年度及び入園（転入園） ・進級時の幼児の年齢		年度 歳 か月	年度 歳 か月	年度 歳 か月	年度 歳 か月
園 長 氏 名 印					
学 級 担 任 者 氏 名 印					

様式第30号（第33条関係）その2

幼稚園幼児指導要録（指導に関する記録）

フリガナ					年度	年度	年度
氏名		指導の重点等			(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)
	年 月 日生						
性別					(個人の重点)	(個人の重点)	(個人の重点)
ねらい (発達をとらえる視点)							
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。	指導上参考となる事項					
	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。						
健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。							
人間関係	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。						
	身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。						
	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。						
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。						
	身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。						
	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。						
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。						
	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。						
	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。						
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。						
	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。						
	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。						
出欠状況		年度	年度	年度	備考		
	教育日数						
	出席日数						

様式第30号（第33条関係）その3

幼稚園幼児指導要録 抄本

学籍に関する記録				最終年度の指導に関する記録	
幼稚園名及び所在地				ねらい (発達をとらえる視点)	
園長氏名印				指導上参考となる事項	
幼 児	フリガナ氏名	性別		健	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
		年 月 日生		康	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
	現住所			人	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。
				間	身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感をもつ。
保 護 者	フリガナ氏名			関	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。
	現住所			係	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
				環	身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。
入園年月日	年 月 日			境	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。
修了年月日	年 月 日			言	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
出欠の状況	教育日数	日	備 考	葉	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
				業	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。
	出席日数	日	考	表	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。
				現	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。
				生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。	
この抄本の記載は、原本と相違ないことを証明する。					
年 月 日 小田原市立 幼稚園長 印					

(小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則(昭和58年小田原市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育課程の編成)</p> <p>第9条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領(平成20年文部科学省告示第26号)の基準により、園長が編成する。</p>	<p>(教育課程の編成)</p> <p>第9条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領(平成10年文部省告示第174号)の基準により、園長が編成する。</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則及び小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

幼稚園教育要領の改訂に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 学校教育法施行細則の一部改正（改正規則第1条関係）

新たな幼稚園教育要領を踏まえ、幼稚園幼児指導要録の様式を整備することとする。（様式第30号関係）

2 小田原市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正（改正規則第2条関係）

幼稚園指導要領に係る従来の告示が廃止され、新たな幼稚園指導要領が定められたことに伴い、当該告示を引用する規定を整備することとする。（第9条関係）

[適 用]

平成21年4月1日

議案第 7 号

小田原市指定文化財への指定について

小田原市指定文化財への指定について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 3 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市指定文化財への指定について

このことについて、平成21年2月17日に開催された平成20年度第3回文化財保護委員会において、下記の3件を新規に文化財指定することについて承認を受け、同2月27日付けで答申を受けましたので、議決を求めるものです。

指定物件

番号	名称・員数	種類	所有者
1	薬師如来坐像	彫刻	宝金剛寺
2	西洋童子像	絵画	宝金剛寺
3	千手観音二十八部衆像	絵画	本源寺

平成21年2月27日

小田原市教育委員会
教育長 青木秀夫 様

小田原市文化財保護委員会
委員長 松島義章

小田原市指定重要文化財の指定ほかについて（答申）

平成21年2月2日付け教文第382号で諮問された標記の件について、平成21年度第3回小田原市文化財保護委員会会議において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1 小田原市指定重要文化財の指定について

（1）薬師如来坐像

小田原市域には藤原、鎌倉時代に遡る仏像が十数体知られているが、最も古い作例の一つに当たることは間違いなく、県西部の上代仏教文化を物語る貴重な遺品でもあることから、指定する必要がある。

（2）西洋童子像

桃山期から江戸初期にかけて流行を見た初期洋風画の一つで、日本人絵師が和紙に描いたものであろう。このような初期西洋風俗画は、全国的にも作例が少なく小田原でも唯一のものであり、貴重な資料であることから、指定する必要がある。

（3）千手観音尊像二十八部衆図

小田原市域における中世期に遡る仏画としては、報身寺の阿弥陀来迎図（国重文）に次ぐ古例であり、保存状態も良い。伝統的な仏画描法をよくふまえた優秀な作例と言える。

また、伝来も小田原の歴史に深く関わり、特に近世大久保氏の信仰を知る上でも貴重な資料であることから、指定する必要がある。

なお、名称については、文化庁における指定絵画名称のつけ方に沿った「千手観音二十八部衆像」とすることが妥当である。

2 市指定文化財MRAアジアセンターODAWARAのホルトノキ群について

当該指定物件については、樹勢の衰退が進み現状では1株を残すのみとなっているものの、残された1株も神奈川県下でも数少ない巨木であることから、名称、数量、及び所有者は改める必要があるが、指定解除とすべきではない。

なお、名称については、分かりやすさを考慮し「旧MRAアジアセンターODAWARAのホルトノキ」とすることが妥当である。

小田原市指定文化財候補物件調書

種 類	彫刻
ふりがな 名 称	やくしにょらいざぞう 薬師如来坐像
所在地及び地目・地積	国府津 2 0 3 8 宝金剛寺
所有者の住所・氏名	国府津 2 0 3 8 宝金剛寺 代表役員 神谷晴久
管理者の住所・氏名	国府津 2 0 3 8 宝金剛寺 代表役員 神谷晴久
内 容 (構造・品質、形状及び数量等)	割矧造 玉眼 金泥塗り 漆箔 像高 6 0 ・ 3 cm
由緒・沿革等	<p>これまでは藤原末期から鎌倉期といわれてきた作例だが、調査研究の進展により、制作は十二世紀半ばまで遡り、宝金剛寺の歴史を明らかにする貴重な尊像と見なされるに至っている。</p> <p>『国府山宝金剛寺医王院縁起』（元禄 4 年）により、当寺は久安元年（1145）の一海已講の中興当時、地青寺医王院と称し、護摩堂（薬師堂）を中心にして繁栄していたと推測される。本像の様式年代もこれと一致するところから、縁起にいう当時の護摩堂本尊に当たる可能性が高くなった。</p> <p>小田原市域には藤原、鎌倉時代に遡る仏像が十数体知られているが、最も古い作例の一つに当たることは間違いない。県西部の上代仏教文化を物語る貴重な遺品として注目されよう。</p>
その他参考となる事項	現在の像表面には大正時代の金箔・金泥が施されているが、今後の修理によって、元の形に復元されることが望ましい。



【 薬師如来坐像 】

「國府津山 寶金剛寺」より

小田原市指定文化財候補物件調書

種 類	絵画
ふり 名 称	せいようどうじぞう 西洋童子像
所在地及び地目・地積	国府津 2 0 3 8 宝金剛寺
所有者の住所・氏名	国府津 2 0 3 8 宝金剛寺 代表役員 神谷晴久
管理者の住所・氏名	国府津 2 0 3 8 宝金剛寺 代表役員 神谷晴久
内 容 (構造・品質、形状及 び数量等)	紙本着色 縦：65.9cm 横：31.2cm 年代：桃山時代
由緒・沿革等	<p>桃山期から江戸初期にかけて流行を見た初期洋風画の一つ。これらの原本はキリシタン隆昌期にセミナリオなどで描かれ、禁制までの間、少なからず流行を見た。本作は岩絵具で和紙に描かれており、日本人絵師が描いたものであろう。このような初期西洋風俗画は作例が全国的にも少なく、小田原でも唯一のものである。</p> <p>江戸時代は嫌疑を免れるため、寺院に寄進されたと言うが、本図も詳しい伝来は不明なものの、「稚児文殊像」として伝えられてきた。</p>
その他参考となる事項	保存が良好でないものが多いが、本図も早急に適切な保存処置を施すことが望まれよう。



【 西洋童子像 】

「國府津山 寶金剛寺」より

小田原市指定文化財候補物件調書

種 類	絵画
ふり 名 称	せんじゆかんのんにじゅうはちぶしゅうぞう 千手観音二十八部衆像
所在地及び地目・地積	栄町4 - 3 - 3 本源寺
所有者の住所・氏名	栄町4 - 3 - 3 本源寺 代表役員 滝口順浩
管理者の住所・氏名	栄町4 - 3 - 3 本源寺 代表役員 滝口順浩
内 容 (構造・品質、形状及 び数量等)	絹本着色 軸装 縦：130.0cm 横：68.6cm 年代：室町時代(1336～1573年)前半(15世紀頃)
由緒・沿革等	<p>十一面四十二臂を持ち、眷属に二十八部衆のほか風神雷神を配すという、千手観音としては典型的な図像をとる。小田原市域における中世期に遡る仏画としては、報身寺の阿弥陀来迎図(国重文)に次ぐ古例である。伝統的な仏画描法をよくふまえ、優秀な作例と言えよう。</p> <p>伝来も小田原の歴史に深く関わり、箱書きからは、小田原藩主大久保忠隣の所持したもので、元禄9年(1696)に石川憲之が当寺へ寄進したことが知られる。本源寺自体が美濃加納に大久保氏によって建立された寺で、小田原に移って以降も大久保氏内庵の一つであった。近世大久保氏の信仰を知る上でも、貴重な作例といえよう。</p>
その他参考となる事項	



【 全 体 】



【 千手觀音尊像 】



【 千手觀音尊像二十八部衆図 左：副本 右：正本 】

議案第 8 号

校長及び教頭の人事異動の内申について

小田原市立小学校及び中学校の校長及び教頭の人事異動の内申について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 3 号の規定に基づき、議決を求めらる。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

平成20年度末・21年度 管理職等人事異動

1 辞職者

平成21年3月31日付

【 校 長 】

NO	現任校	氏 名	備考
1	足柄小	秦野 啓二	定年退職
2	富水小	与那嶺 信重	定年退職
3	下曾我小	吉澤 正行	定年退職
4	酒匂小	青柳 守	定年退職
5	東富水小	長田 恵子	定年退職
6	下中小	内田 英治	定年退職
7	城山中	小泉 信二	定年退職
8	酒匂中	高井 裕	定年退職

【 教 頭 】

NO	現任校	氏 名	備考
1	新玉小	上家 眞樹	定年退職
2	山王小	西山 清和	定年退職

2 校長昇任・配置転換・転任

NO	新所属校	氏 名	旧所属校	備考
1	足柄小	山口 実	下府中小	配置換
2	大窪小	望月 さつき	曾我小	昇任
3	富水小	加藤 陽子	富水小	昇任
4	下府中小	沖津 芳賢	三の丸小	昇任
5	下曾我小	久保寺 重雄	下曾我小	昇任
6	酒匂小	杉崎 憲男	報徳小	配置換
7	片浦小	高橋 綾子	久野小	昇任

8	東富水小	遠藤 隆佳	国府津中	配置換
9	報徳小	音淵 洋子	真鶴町立真鶴中	転任・昇任
10	下中小	小宮 隆雄	片浦小	配置換
11	城山中	大輪 仁	鴨宮中	配置換
12	白山中	佐藤 均	千代中	昇任
13	鴨宮中	遠藤 誠	湯河原町立吉浜小	転任
14	国府津中	野崎 裕司	城北中	昇任
15	酒匂中	大場 得信	足柄下教育事務所	配置換

3 教頭昇任・配置転換・転任

NO	新所属校	氏 名	旧所属校	備考
1	三の丸小	山崎 哲郎	富士見小	昇任
2	新玉小	宮川 晃	新玉小	昇任
3	早川小	鈴木 貴志	真鶴町立まなづる小	転任
4	山王小	島津 重典	早川小	転任
5	久野小	橋口 裕子	足柄下教育事務所	昇任
6	富水小	長澤 貴	小田原市教育委員会	昇任
7	桜井小	田中 誠	前羽小	配置換
8	下曾我小	鈴木 啓泰	芦子小	昇任
9	曾我小	遠藤 英子	東富水小	昇任
10	前羽小	植村 保夫	湯河原町立東台福浦小	転任
11	白鷗中	荻野 淳一	城南中	配置換
12	城南中	濱野 顕彦	足柄下教育事務所	昇任
13	千代中	三橋 雅幸	千代中	昇任
14	酒匂中	長峯 信哉	酒匂中	昇任
15	城北中	松野 司	酒匂中	配置換

4 行政関係（辞職 C）

NO	新所属	氏 名	旧所属校	備考
1	神奈川県教育委員会 足柄下教育事務所	椎野 美乃	白山中	所長
2	神奈川県教育委員会 足柄下教育事務所	二見 栄一	桜井小	指導課長
3	神奈川県教育委員会 足柄下教育事務所	永井 正	国府津中	指導主事
4	神奈川県立 総合教育センター	石井 智之	泉中	指導主事
5	箱根町教育委員会	浅川 俊樹	久野小	指導主事
6	小田原市教育委員会	石井美佐子	富士見小	指導主事
7	小田原市教育委員会	堀 賢一郎	白山中	指導主事

5 転任・昇任（足柄下郡三町へ）

【 校 長 】

NO	新所属	氏 名	旧所属校	備考
1	湯河原町立吉浜小	土屋 博久	大窪小	転任

【 教 頭 】

NO	新所属	氏 名	旧所属校	備考
1	真鶴町立まなづる中	中嶋 一衛	白鷗中	転任

議案第 9 号

教育委員会職員の人事異動について

小田原市教育委員会職員の人事異動について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

教育委員会事務局職員等の異動資料(管理監督者等)

○転出等職員

(○印は、昇任職員)

	旧 職 名	氏 名	新 職 名
学 校 教 育 部	教育研究所長(嘱託)	小宮 郁夫	退職(任期満了)
	学校教育部学校教育課長補佐兼指導主事 指導担当主査事務取扱	長澤 貴	普通退職(県へ)
	担当主幹兼酒匂幼稚園長	窪田 政代	定年退職
	学校教育部学校教育課主幹 指導主事	手塚 高弘	普通退職(県へ)
	学校教育部教育政策課 施設担当主査	栢沼 教勝	企画部企画政策課 担当主査
生 涯 学 習 部	生涯学習部長	清水 清	福祉健康部長兼福祉事務所長
	生涯学習部次長(健康ワーク担当) 生涯学習政策課長事務取扱	時田 光章	企画部次長(総合計画担当) 兼広域政策担当課長
	生涯学習部青少年課長	諸星 正美	市民部地域政策課長
	生涯学習部スポーツ課長	篠原 祐子	市民部暮らし安全課長
	生涯学習部スポーツ課主幹 管理担当主査	長山 武夫	定年退職
	生涯学習部生涯学習政策課 学習政策担当主査	○ 菫澤 浩一	防災危機管理部防災対策課主幹 防災対策担当主査
	生涯学習部青少年課 児童文化・育成担当主査	○ 青木 孝二	公営事業部事業課主幹 総務担当主査
	生涯学習部スポーツ課 スポーツ振興担当主査	○ 栞原 雄一	総務部市税総務課主幹 納税担当主査
図書館 管理担当主査	○ 湯山 直樹	総務部管財契約課主幹 契約担当主査	

○転入職員

(○印は、昇任職員)

	新 職 名	氏 名	旧 職 名
学 校 教 育 部	学校教育部長	木目田 和義	福祉健康部長兼福祉事務所長
	学校教育部教育指導課長補佐兼指導主事 指導担当主査事務取扱兼相談担当主査事務取扱	栗畑 寿一郎	湯河原町教育委員会 指導主事
	学校教育部学校教育課主幹 教職員担当主査兼指導主事	堀 賢一郎	白山中学校 教諭
	学校教育部教育指導課主幹 指導主事	石井 美佐子	海外日本人学校シンガポール校（富士見小学校） 教諭
	教育研究所長（嘱託）	小泉 信二	城山中学校 校長
生 涯 学 習 部	生涯学習部次長 生涯学習政策課長事務取扱	桐生 薫	市民部次長 市民窓口課長事務取扱
	生涯学習部青少年課長	瀬戸 伸仁	環境部広域環境担当課長
	生涯学習部スポーツ課長	○ 苅谷 一義	福祉健康部・福祉事務所福祉政策課長補佐 （同和対策担当）
	生涯学習部スポーツ課長補佐 管理担当主査事務取扱	○ 杉崎 貴代	福祉健康部・福祉事務所高齢介護課主幹 介護保険担当主査
	生涯学習部スポーツ課主幹 管理担当主査	○ 山下 龍太郎	環境部環境保護課 公害対策担当主査
	図書館主幹 サービス担当主査	川上 修	市民部暮らし安全課主幹 生活安全担当主査
	生涯学習部青少年課 児童文化・育成担当主査	尾沢 昌裕	総務部市税総務課 納税担当主査
	生涯学習部スポーツ課 スポーツ振興担当主査	木村 昌史	企画部情報システム課 情報システム担当主査

○教育委員会内の異動及び昇任

(○印は、昇任職員)

	新 職 名	氏 名	旧 職 名
学	学校教育部参事・教育総務課長	○ 曾我 勉	学校教育部教育政策課長
	学校教育部参事・施設担当課長 施設担当主査事務取扱	○ 木内 隆行	昇任
	学校教育部学校教育課長	伊澤 秀一	学校教育部学校保健課長
	学校教育部教育指導課長	柳下 正祐	学校教育部学校教育課長
	学校教育部教育総務課長補佐 総務担当主査事務取扱	座間 亮	学校教育部教育政策課長補佐 教育政策担当主査事務取扱
校	学校教育部学校教育課給食担当課長補佐 給食担当主査事務取扱	柳川 美恵子	学校教育部学校保健課長補佐 給食担当主査事務取扱
	学校教育部教育指導課主幹 指導主事	大木 敏正	学校教育部学校教育課主幹 指導主事
	学校教育部教育指導課主幹 指導主事	伴野 祐子	学校教育部学校教育課主幹 指導主事
教	学校教育部教育指導課主幹 指導主事	中畑 幹雄	学校教育部教育研究所主幹 指導主事
	学校教育部教育指導課主幹 指導主事	松下 俊之	学校教育部学校教育課主幹 指導主事
	学校教育部教育指導課主幹 指導主事	米山 好絵	学校教育部学校教育課主幹 指導主事
育	学校教育部教育指導課主幹 指導主事	岩崎 由美子	学校教育部教育研究所主幹 指導主事
	学校教育部教育指導課主幹 指導主事	鈴木 一彦	学校教育部学校教育課主幹 指導主事
部	主幹 酒匂幼稚園長	早野 和美	主幹 東富水幼稚園長
	主幹 報徳幼稚園長	○ 小関 ひとみ	昇任
	学校教育部教育総務課 施設担当主査	○ 下川 和典	学校教育部教育政策課上級主査
	学校教育部学校教育課 保健担当主査	鈴木 富子	学校教育部学校保健課 保健担当主査
	学校教育部学校教育課 給食担当主査	○ 山田 まゆみ	学校教育部学校保健課上級主査
学校教育部学校教育課 給食担当主査	山室 明子	学校教育部学校保健課 給食担当主査	

新 職 名		氏 名	旧 職 名
	東富水幼稚園長	小川 恵子	矢作幼稚園長
	矢作幼稚園長	○ 秋山 和美	報徳幼稚園上級主査
生涯学習部	理事・生涯学習部長	和田 豊	理事・学校教育部長
	生涯学習部青少年課長補佐 児童文化・育成担当主査事務取扱	○ 曾我 泰	生涯学習部青少年課主幹 児童文化・育成担当主査
	生涯学習部生涯学習政策課主幹 尊徳記念館担当主査	○ 山口 博	昇任
	生涯学習部文化財課主幹 総構整備担当主査	○ 山口 剛志	昇任
	図書館主幹 管理担当主査	○ 松尾 祐一郎	図書館 サービス担当主査

○再任用職員

新 所 属 等	氏 名	旧 職 名
学校教育部 学校教育課 主事	窪田 政代	担当主幹兼酒匂幼稚園長
生涯学習部 青少年課 用務員	樋口 彰	再任用（更新）
生涯学習部 スポーツ課 整備員	山田 友至	総務部管財契約課 管財担当 技能主査
図書館 主事	福野 俊一	再任用（更新）